



包括的な支援体制構築の中核となることが求められると考えます。日々の業務に追われる現状を改善するとともに、

団体ヒアリングで発言する荻津和良委員長

障害者総合支援法の見直しに向けて、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会(以下、「障害者部会」という)で行われている団体ヒアリングに日身連が出席しました。

障害者部会では、障害者総合支援法の施行3年後の見直しに向けて、今年3月から検討を進めています。

4月から5月は団体ヒアリングを行ってきており、のべ5回の会議で47団体からヒアリングを行い、意見交換を中心に議論が交わされました。日身連のヒアリングは、5月14日の第109回会議で行われ、日身連組織体制強化及び障害者施策等に関する検討委員会の荻津和良委員長と浅香博文副委員長が参加し、意見を述べました。

日身連は意見書で、▼地域生活支援事業の拡充を行い、障害者団体(当事者)活動の活性化促進を▼高齢・児童・生活困窮分野と障害当事者との連携による包括的支援体制と、災害時要支援者への対応の構築を

障害福祉サービス等報酬改定 基本的な方向性を取りまとめ 社保審障害者部会

障害者総合支援法の見直しに向けて、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会(以下、「障害者部会」という)で行われている団体ヒアリングに日身連が出席しました。

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部 かつ彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
ディアダックビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
http://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

5月28日、第204回通常国会において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)の一部を改正する法律が成立しました。

障害者差別解消法改正法 参議院本会議 全会一致で可決、成立

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月1日に施行されました。この法律により、行政機関や事業者による差別の禁止や

◎ 社会保障審議会障害者部会のサイト(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

▼週20時間未満の短時間雇用を雇用率の対象に▼加齢による体力低下等を鑑み、一般就労と就労系福祉サービスの併用ができる仕組みづくりを▼就労定着支援事業の対象者に、特別支援学校卒業生や、福祉サービスを利用していない一般就労障害者を含める制度改正を▼人材確保とともに、業務簡素化やICTの活用等による職員の業務負担の軽減化 などについて意見を述べました(意見書の全文は3面掲載)。

荻津委員長は、「地域での自立生活実現には、障害福祉サービスによる支援に限らず、地域生活支援事業等の必要な支援を総合的に行っていくことが求められる。見直しにおいては、今回の団体ヒアリングの意見を踏まえつつ、地域間格差なく、社会参加支援を充実させるものとしてほしい。」と期待を寄せています。

障害者部会は今後、個別論点についての議論を行い、今年の年末に向けて取りまとめを行う予定です。



現状です。福祉に対する就労意識を高め、方策を講じることで人材の育成、確保、それによる

団体ヒアリングで発言する浅香博文副委員長

